

一般社団法人 和歌山県有床診療所協議会
次期役員候補 募集のお知らせ（案）（2019.3.18FAX 版）

次期役員選挙管理委員会 委員長 奥 篤（和歌山県有床診療所協議会名誉会長）
委員 馬谷 詩洋（法人事務局：風神会計事務所）
委員 坂井 恵理（法人事務局：風神会計事務所）

今年度は役員改選期に当たります。本委員会は2019年____月____日開催の理事会で設置されたのを受け、以下の要領で次期役員の募集を行ないます。会員の皆様におかれましては、以下の要領で立候補をしていただくようお願い致します。

尚、本委員会の規程（次期役員選挙管理委員会規程）は、2019年____月____日開催の理事会で決定され、同日より施行されております。

【届出を受け付ける役員】

理事（3名以上10名以内）

監事（1名以上2名以内）

【定款関連事項】

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会定款

第5章 役員

（役員の選任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要に応じて社員以外からも理事及び監事を選任出来るものとする。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

【届出の方法】

別紙様式を用いて、下記法人事務局まで 郵送 又は ファックス にて届け出てください。

法人事務局

税理士法人 風神会計事務所

〒640-8341 和歌山県和歌山市黒田 87 番地の 7

TEL 073-471-9898

FAX 073-471-9818

【受付期間】

2019年 ____月 ____日～ ____月 ____日

【届出の様式】

別紙様式をご利用ください

【今後の役員選出の流れ】

(1) 候補者の確認

- ・次期役員選挙管理委員会において候補者の確認を行います。

(2) 候補者の周知と決議

- ・候補者の周知・決議を、社員総会において実施します。

(3) 社員総会の決議に基づく選出

- ・定款に基づき、社員総会における決議により選出されます。

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会

役員候補届出書

届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

次期役員選挙管理委員会 委員長 奥 篤 殿

一般社団法人 和歌山県有床診療所協議会 次期役員候補として
下記のとおり届出（立候補）いたします。

記

1. 立候補者（理事・監事 - いずれかに○を付けて下さい）

(1) 氏名： _____ 捺印

(2) 所属・役職： _____

(3) 連絡先 住所： _____

電話番号： _____

FAX 番号： _____

※ 法人事務局（風神会計事務所）まで 郵送 又は ファックス にて届け出下さい。。

法人事務局：風神会計事務所

〒640-8341 和歌山県和歌山市黒田 87 番地の 7

TEL 073-471-9898 ・ FAX 073-471-9818

提出期限：2019 年 _____ 月 _____ 日

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会

次期役員選挙管理委員会 規程（案）（2019.3.18FAX 版）

[1] 目的

本委員会は、定款に基づく次期役員を選出を円滑に行うために設置し、立候補者の募集・受付、周知、社員総会の決議に基づく次期役員を選定までの手続きを管理する。

[2] 設置と構成

本委員会は、役員改選年ごとに設置し、当該年の総会終了後に解散する。委員長（1名）及び委員（2名以上）は、理事会が指名する。

[3] 立候補者の募集・受付

本委員会が立候補を募る役員は、理事、監事とする。なお、立候補者の募集・受付の基本的な要領は以下のとおりとし、募集案内や日程等を会員に周知するものとする。

- ・役員候補者は社員の中から選任する。但し、必要に応じて社員以外からも役員を選任出来るものとする。
- ・候補者は、自薦・他薦を問わない。
- ・会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- ・候補者の募集・受付期間は、役員改選年の総会の3ヶ月前～1ヶ月前を基本とする。

[4] 候補者の推薦

本委員会は、候補者の募集期間中に候補者が定員に満たない場合などは、候補者の募集・受付期間経過後に候補者の推薦を行う。

[5] 周知・決議に関する調整

本委員会は、法人事務局が実施する以下の活動の調整を行う。

- ・法人事務局は、立候補者の募集・受付の要領や必要な書類の周知を行う。
- ・法人事務局は、次期役員候補者を、総会までに会員に周知する。
- ・法人事務局は、総会において次期役員選出のための決議をとりまとめる。

[6] 社員総会の決議における役員選任結果の報告

本委員会は、定款第25条に基づく社員総会決議による役員選任結果報告を会員に行なう。

[7] 付則

本規程は、2019年____月____日より施行する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要に応じて社員以外からも理事及び監事を選任出来るものとする。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括して執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 第24条2項の理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬 等)

第30条 役員に対する報酬は、社員総会において定める規程に基づいて支給することができる。